

医療安全対策検討会議

集中治療室(ICU)における安全管理指針検討作業部会

医政局総務課医療安全推進室

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

医療安全対策検討会議
集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会開催要綱

平成 18 年 1 月
医政局総務課
医薬食品局安全対策課

1 開催目的

集中治療室における具体的な「医療安全管理指針」の検討を目的として、医療安全対策検討会議ヒューマンエラー部会及び医薬品・医療機器等対策部会の下に「集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会」（以下「作業部会」という。）を開催する。

2 検討事項

作業部会の検討事項は、以下のとおりとする。

- （1）集中治療室の特性に応じた組織的な安全管理体制の整備、および具体的な事故防止策を講じるための指針に関する事項。
- （2）その他

3 運営等

- （1）作業部会の委員は、別紙のとおりとし、作業部会長を置く。
- （2）作業部会は、検討の必要に応じ、適当と認める有識者等を招致することができる。
- （2）作業部会は、原則として公開とする。

4 庶務

作業部会の庶務は、医薬食品局安全対策課の協力の下、医政局総務課医療安全推進室が行う。

集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会

< 集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会委員名簿 >

飯田 修平 練馬総合病院院長

石井 正三 日本医師会常任理事（第3回から）

内野 克喜 東京逋信病院薬剂部薬剂部長

織田 成人 千葉大学大学院医学研究院救急集中治療医学教授

落合 亮一 東邦大学医学部麻酔科学第一講座教授

加納 隆 埼玉医科大学保健医療学部医用生体工学科教授

北澤 京子 日経BP社日経メディカル編集委員（第4回まで）

武澤 純 名古屋大学大学院医学系研究科教授

中島 和江 大阪大学医学部附属病院中央クオリティマネジメント部病院教授

野中 博 日本医師会常任理事（第2回まで）

○ 平澤 博之 千葉大学名誉教授

前川 剛志 山口大学医学部長

道又 元裕 日本看護協会看護教育研究センター看護研修学校校長

（○：部会長）

集中治療室(ICU)における安全管理指針検討作業部会

○ 集中治療室(ICU: Intensive Care Unit)における医療の質と安全性の向上を図るため、平成18年1月に、医療安全対策検討会議の下に、「集中治療室(ICU)における安全管理指針検討作業部会」を設置し、集中治療を要する患者に安全に医療を提供するための管理指針を作成するために、計7回の検討を行った。

○ 開催日程

第1回(平成18年1月24日)

- ・ 集中治療室における医療事故等について
- ・ 集中治療部(ICU)における医療安全管理に関する研究について
- ・ 本部会における検討事項について
 - 指針作成にかかる目的, 考え方, 対象医療機関の範囲等

第2回(平成18年4月5日)

- ・ 集中治療室における医療事故等について
- ・ 本部会における検討事項について
 - 指針作成にかかる目的, 考え方, 対象医療機関の範囲等

第3回(平成18年5月31日)

- ・ 関連する調査研究について
- ・ 安全管理指針について

第4回(平成18年7月20日)

- ・ 関連する調査研究について
- ・ 安全管理指針(案)の検討(1)

第5回(平成18年9月22日)

- ・ 安全管理指針(案)の検討(2)

第6回(平成18年12月14日)

- ・ 安全管理指針(案)の検討(3)

第7回(平成19年1月31日)終了

- ・ 報告書取りまとめ

○ 検討内容

「集中治療室(ICU)における安全管理について」(報告書)の作成
目次

1. はじめに
2. わが国の集中治療室(ICU)等の現状
3. 指針の作成にあたっての基本的考え方
4. 二つの指針の対象範囲
5. 指針に対する評価及び見直しについて

集中治療室(ICU)における安全管理指針検討作業部会委員名簿

別添1 集中治療室(ICU)における安全管理指針

別添2 重症患者のうち集中治療を要する患者の安全管理指針

「別添1 集中治療室(ICU)における安全管理指針」は、急性臓器不全等の重症患者を収容して、集中治療を提供するICUを対象とする。

「別添2 重症患者のうち集中治療を要する患者の安全管理指針」は、下記のようないわゆる HCU のような部門(ユニット)を対象とする。「集中治療室(ICU)における安全管理指針」が対象とする集中治療室(ICU)のように高機能ではなくとも、これに準ずるような比較的重症な患者の管理を行っている部門(ユニット)が存在し、ICU や HCU と称していることもある。このようないわゆる HCU のような部門(ユニット)でも、急性臓器不全を発症する可能性のある患者等比較的重症な患者に医療を提供している。

「別添1 集中治療室(ICU)における安全管理指針」及び「別添2 重症患者のうち集中治療を要する患者の安全管理指針」の目次

1. 目的
2. 基本的考え方
3. 本指針が対象とする集中治療室(ICU)について
4. 医療従事者
5. 運用と仕組み
6. 設備環境整備
7. 患者家族への情報提供

○ 今後の予定

第7回の検討を踏まえて文言及び体裁を整えているところであり、平成18年度内に局長通知にて、都道府県等を通じて、医療機関に周知を図る予定。